

令和7年度の 保育施設入所申込み 受付・継続手続きが 始まりです

▽新規入所希望

●対象

①市内在住の方か令和7年3月までに市内に転入する方で、令和7年4月から新規に保育施設の入所を希望する方

②現在入所保留となっている方で、令和7年度も引き続き入所を希望する方

●申込書配布場所：保育課、五日市出張所、市内各保育所・小規模保育施設・認定こども園、あきる野ルピア2階子育て支援総合窓口で配布しています。

※市ホームページからもダウンロードできます。

※令和7年度保育施設入所のしおりは、10月21日(月)から、配布予定です。

●申込み期間：10月28日(月)～11月22日(金) 午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜日、祝日を除く)
※11月13日(水)は、保育課のみ午後8時まで受付

居住相談窓口

「住まいサポートあきる野」(予約制)



高齢者、障がいのある方、子育て世帯、低所得者、被災者など住宅の確保に特に配慮を要する方の住まい探しをサポートするための相談窓口です。専門の相談員がお話を伺い、住宅情報等を紹介いたします。

▽期日 毎週火曜日(祝日、年

後8時まで受付

※令和6年度分を申込み、入所保留となっている方で、令和7年度も入所を希望する方は、改めて申込みが必要です。申込み期間内に手続きをしてください。

※定員に満たない保育施設は、2次選考(締切日1月31日(金)と欠員補充(締切日2月28日(金))を行います。

※市外の保育施設を希望する方は、保育施設のある市区町村に条件や締切日、申込方法などを確認し、手続きをしてください。

▽継続手続き

●対象：令和7年4月以降も通園中の保育施設の利用を継続される方、または施設等利用給付認定(新1号・新2号・新3号)を受けている方で認定の継続をされる方

●市内の保育施設等：11月上旬に保育施設等から配布する現況届を、12月6日(金)までに通園している保育施設等へ提出してください。

●市外の保育施設等：市から送付する現況届の提出についてをご覧ください。

未成年始を除く

▽時間

●第1回：午前10時～10時45分
●第2回：午前11時～11時45分
●第3回：午後1時～1時45分
●第4回：午後2時～2時45分

▽場所 市役所会議室

▽定員 各回1組(申込み順)

▽費用 無料

▽申込み方法 電話か窓口で申し込んでください。

▽申込み・問合せ 住宅政策課(直通533・3360)

合併処理浄化槽設置 費用の一部を補助します

合併処理浄化槽は、し尿と生

※市外に住所のある方で、市の保育施設等の継続を希望する方は、手続きが異なります。詳しくは、現在お住まいの市区町村の保育担当部署へお問い合わせください。

令和7年度
幼稚園・認定こども園
園児募集

▽願書配布

10月15日(火)から

11月1日(金)から

願書受付

その他 詳しくは、各園へお問い合わせください。

▽申込み・問合せ

●幼稚園

*秋川幼稚園(☎596・0630)

*秋川文化幼稚園(☎558・5773)

*認定こども園

*草花幼稚園(☎558・3018)

*多摩川幼稚園(☎558・0218)

*ほうりんじ幼稚園(☎558・9067)

国民年金保険料は 納付期限までに納めましょう

国民年金保険料は、20歳から60歳まで納めることで、満額の老齢基礎年金を受けられます。

納め忘れがあると将来の年金額が減額されるだけでなく、障害年金や遺族年金が受けられないことがあります。月々の保険料は納付期限(翌末日)までに忘れずに納めましょう。ご自身の年金加入記録や納付状況は、毎年誕生月に日本年金機構から届く「ねんきん定期便」で確認できます。

前納の際は、 使用期限を確認してください

国民年金保険料には、前納(一括前払い)割引制度があります。前納納付書には、「使用期限(納付できる最終日)」の表示があり、期限内に納付することで保険料が割引されます。期限を過ぎると、使用できなくなり、割引が適用されなくなりますので、注意してください。

6か月分の一括前払い(前納)納付書の使用期限は、10月31日(木)です。納付書の発行は、青梅年金事務所へ連絡してください。

▽納付方法 銀行などの金融機関、郵便局、コンビニエンスストア

※ATM、インターネットバンキングによる電子納付も利用できます。

●スマートフォン決済アプリ(PAY d払い、PayB、PayPay、LINE Pay、楽天Pay)

※市役所や年金事務所の窓口では、納めることはできません。

▽問合せ 保険年金課年金係、青梅年金事務所(☎0428・30・3410)

国民年金には
60歳以降も加入できる
「任意加入制度」があります

60歳以上で、過去に保険料を納めていない期間や国民年金に加入していない期間がある方は、任意加入して保険料を納めると、65歳から受け取る老齢基礎年金額を増やすことができます。

▽対象建物 居住用の建物または、併用住宅(延べ床面積の2分の1以上を居住用として使用している建物)

▽対象 対象となる建物に、自ら居住している方

▽補助金額 浄化槽の大きさによって異なります。

●5人槽：36万円
●6～7人槽：46万2千円 など

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

あきる野市無電柱化計画(案)に 対する意見募集



あきる野市無電柱化計画は、市の無電柱化に関する施策についての計画です。昨今の無電柱化を取り巻く社会情勢等の背景を踏まえ、災害に強く、安全で安心なまちづくりを実現するため、令和6年から概ね10年間を計画期間とし、あきる野市無電柱化計画の計画案を作成しました。

※厚生年金保険に加入中の方や老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている方は、任意加入できません。

▽対象 60歳以上65歳未満で、次に該当する方

●20歳から60歳までの保険料の納付月数が40年(480月)未満のため、老齢基礎年金を満額受給できない方

●老齢年金の受給資格期間「原則10年(120月)」を満たしていない方

※65歳の時点で、受給権がない方は、特例的に70歳まで加入することがありますので、相談してください(特例による加入は、昭和40年4月1日以前生まれに限る)。

▽加入手続 60歳到達日(誕生日の前日)以降、申出した日から加入できます。保険料の納付は、原則、口座振替納付です。

▽持ち物 年金手帳、預貯金通帳、通帳の届出印、マイナンバーが確認できる書類が基礎年金番号が確認できる書類

▽問合せ 保険年金課年金係、青梅年金事務所(☎0428・30・3410)

▽主な構成

●国・東京都・近隣市町村における無電柱化の動向

●無電柱化の整備方法と課題について

●無電柱化に関する基本的な方針 など

▽閲覧場所 都市政策課、情報公開コーナー(市役所4階)、五日市出張所、中央公民館、各図書館

※市ホームページにも掲載しています。

▽提出方法 10月21日(月)(必着)までに、A4用紙などに意見、住所、氏名、電話番号を記入の上、送付してください。

武蔵五日市駅前市有地における 駐車場貸付事業者の 公募型プロポーザルの実施

市では、武蔵五日市駅前において民間事業者が運営している駐車場用地において、令和7年度以降、民間の運営ノウハウを活用した効率的・効果的な運営と利便性の高い駐車場として事業運営できる貸付事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施します。

▽貸付期間 令和7年4月1日(火)～令和12年3月31日(日)(5年間)

▽貸付物件 館谷台26の一部ほか

▽主なスケジュール

●参加申込期限：10月15日(火)

●企画提案書などの提出期限：11月22日(金)

●プレゼンテーション・ヒアリング：12月13日(金)

▽その他 詳しくは、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

▽問合せ 観光まちづくり推進課観光まちづくり推進係(☎595・1135)

い。窓口、ファックス、メールでも受け付けます。

※直接窓口へ提出する場合は、土曜・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分

※口頭での意見(電話、窓口)の受付は、行いません。

▽その他 提出された意見は、個人を特定できないように編集し、公表します。個別に回答はしません。

▽提出・問合せ 都市政策課(〒197-0814 あきる野市二宮350、直通558・2026、☎558・1179、✉060101@akiruno-info.tokyo.jp)